

令和5年2月1日  
経済産業省  
商務・サービスグループ  
ヘルスケア産業課

経済産業省では、令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（需給環境整備等事業）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

## 1. 事業の目的（概要）

我が国の高齢化率は世界最高水準にて推移しており、老化に伴う疾患や生活習慣病への対策が喫緊の課題となっています。そのため、国民の健康・医療に対する様々なニーズに対応する新たなヘルスケアサービスを社会に実装することで、予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムや新産業の創出・活性化の基盤となるイノベーション・エコシステムを構築し、健康長寿社会の実現を目指します。

ヘルスケア産業の高度化に向けた具体的支援策としては、令和2年7月に官民共同の協議体として「健康・医療新産業協議会」を立ち上げ、需要喚起（企業経営層・従業員等）及び供給側（各種製品・サービス提供事業者等）への支援の両面から検討を進めています。

経済産業省では、同協議会において策定した「未来の健康づくりに向けた「アクションプラン 2022」に基づき、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる「健康長寿社会」の形成のために、「健康経営」を推進するとともに、国民の健康増進や高齢者等の社会参加を支える質の高いヘルスケア産業の育成に取り組んでいます。

本事業は、産業保健や公衆衛生、地域職域連携に関連する学識経験者や専門家、保険者団体関係者、公的機関等とのネットワークを活用し、健康経営に関する制度検討及び健全なヘルスケアビジネスの育成等に向けた環境整備を総合的にサポートし、予防・健康づくりへの投資の促進を着実に進めることを目的として、「2. 事業内容」に掲げる事業を行っていただきます。

## 2. 事業内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、健康・医療新産業協議会等の開催支援並びに協議会が掲げる政策の実施補助及びその具体化のための企画や必要な調査を行います。また、その実行過程で把握された新しい政策課題等の解決に必要な調査・検討及びそれに基づいた企画立案・実行・運営を行います。

特に、下記（1）～（5）の事業を総合的かつ複合的に企画、運営することで、幅広い視点からの課題の把握、今後必要な対策の検討、提案を行うことが求められます。また、事業の実施にあたっては、適切な進捗管理を行うこととします。

## (1) 健康・医療新産業協議会及びそのワーキンググループの開催支援

健康・医療戦略（令和2年3月27日閣議決定）に基づき、健康長寿社会の形成に資する新産業創出に向けて、官民一体となって具体的な対応策の検討を行う「健康・医療新産業協議会」の開催を支援します。

また、関係機関の緊密な連携を図り、「健康・医療新産業協議会」の円滑な運営に資するため、協議会の下に有識者や関係省庁を構成員とした「健康投資ワーキンググループ」並びに「新事業創出ワーキンググループ」の開催を支援します。

### ●提案内容に含むべき事項

・健康・医療新産業協議会、健康投資ワーキンググループ及び新事業創出ワーキンググループの開催支援業務について

## (2) 健康経営施策に関する検討

経済産業省では、優れた健康経営に取り組む法人の見える化を目的に、平成26年度から健康経営顕彰制度を開始し、令和4年度には、将来的な顕彰制度の民営化を見据え、事務局運営を補助事業へと変更しました。健康経営施策の実施にあたっては、令和5年度「健康経営制度運営事業」の補助事業者と連携し、以下の事業を行います。

### ① 健康経営施策の中長期的な方向性に関する検討

健康経営施策の中長期的な方向性、健康経営顕彰制度における官民の役割分担や契約方法等の検討を行います。

### ●提案内容に含むべき事項

・顕彰制度運営事務局の将来的な民営化に向けた検討方針（制度の持続性を担保する官民分担案、監査スキーム、中長期スケジュール） 等

### ② 健康経営に関する制度設計支援及び問合せ対応

健康経営優良法人認定に用いる健康経営度調査等の設問、配点、認定要件等は、補助事業者からの提案に基づき、「健康経営基準検討委員会」で検討を行います。補助事業者の提案内容の確認や「健康経営基準検討委員会」の開催を支援します。また、健康経営度調査及び健康経営優良法人認定申請書の情報利用に関する承認申請を受け付けた場合には、経済産業省と協議の上、必要な対応を行います。

### ●提案内容に含むべき事項

・健康経営度調査の設計変更にかかる手続きフローチャート  
・「健康経営基準検討委員会」の開催支援業務内容 等

### ③ 健康経営銘柄2024の選定支援

健康経営銘柄2024の選定基準検討、選定作業の支援、健康経営銘柄レポートの作成を行います。また、補助事業者と連携し、表彰の企画・運営を行います。

なお、具体的な実施方法については、受託後、健康投資ワーキンググループや各種委員会における指摘等に応じて修正し、最終決定します。

### ●提案内容に含むべき事項

・より社会的付加価値の高い健康経営銘柄の選定に向けた基準改善事項  
・より効果的な健康経営銘柄の表彰企画及び実施方法

- ・健康経営銘柄レポートに記載する内容及び情報発信手法 等

#### ④ 健康経営の可視化と質の向上に向けた検討

健康経営の更なる普及に向けては、健康経営の効果やメリットを示し、取組みの質の向上を促すことが求められます。健康経営の価値を可視化するため、継続的な健康経営の実践が、従業員の心身の健康状態や生産性・エンゲージメント、職場風土、企業業績・株価等にどのような効果があるかを調査するとともに、健康経営の取組事例や過年度事業の成果と合わせ、その結果を効果的に情報発信します。

なお、調査の過程で、追加で調査し、実行すべき内容が出てきた場合には、経済産業省との協議により追加調査・企画・実行を行います。

##### ●提案内容に含むべき事項

- ・本件に関する具体的な調査（論文検索、企業及びアカデミア等へのヒアリング、健康経営度調査結果を用いた相関分析等）方法の骨子
- ・効果的な情報発信の方法（健康経営の取組事例、効果分析結果） 等

#### ⑤ 資本市場等から健康経営が評価される環境整備に向けた検討

健康経営を実践する企業が資本市場等から評価される環境を整備するための施策を検討、実施します。国内外の人的資本に係る非財務情報開示ルール・枠組みへのアプローチや、資本市場向けに企業情報を発信する情報媒体との連携等を検討します。

環境整備に向けた検討にあたっては、必要に応じ、政府にて実施する他の事業とも連携します。

##### ●提案内容に含むべき事項

- ・資本市場等へのアプローチに向けた国内外戦略 等

#### ⑥ 健康経営の国際展開に向けた検討

他国におけるヘルスケア関連市場の創出を目的に、OECD等の国際機関と連携して、健康経営を国際的に発信し、健康経営の概念や健康経営顕彰制度のノウハウ等の当該国への普及に向けた調査を行います。なお、対象国は経済産業省との協議により決定します。

##### ●提案内容に含むべき事項

- ・本件に関する調査方法の骨子 等

### (3) 心の健康保持・増進領域等の重要疾患領域でエビデンスに基づいたサービスの選択を可能とする仕組みの検討

健康経営の推進のためには、健康経営を実践する企業が、組織や個人のニーズや健康課題に対応する、エビデンスに基づいた質の高いサービスを受容できる環境を整備することが必要であるとともに、健康経営を支えるサービス提供事業者がそのニーズを理解し、エビデンスに基づいた質の高いサービスを開発・供給できる環境も必要です。とりわけ、企業が抱える健康経営上の課題とその解決のために選択したサービスの間にもスマッチが生じ、必ずしも最適かつ効率的な解決手段を選択できていない実態が、令和3年度調査（令和3年度ヘルスケアサービス社会実装事業（心の健康保持増進に関する製品・サービスの普及に向けた調査事業））から明らかになり、課題と解決手段のサービス選択の間のスマッチが生じている背景として、費用面以外の情報の比較可能性の低さや需給の間の情報の非対称性が示唆されました。

そこで、本事業においては、「心の健康保持・増進」の領域（※心の不調の予防にとどまらな

い、ワークエンゲージメントやウェルビーイングを目的にした取り組みも含まれます)を一例として、エビデンスに基づいた質の高いサービスの市場普及に向け、サービスの信頼性確保のあり方や、健康経営を実践する企業のエビデンスに基づいたサービス選択を促進する方策について以下の事業を行います。

#### ① 心の健康保持・増進領域におけるサービスの信頼性確保に向けた検討

供給環境整備として、サービス提供事業者の現状を踏まえたうえで、サービス提供事業者がサービスの質向上のため満たすことが望ましい各種項目(例:サービス提供体制・情報管理体制・コンプライアンス、ユーザビリティ、科学的エビデンス(心の不調に対する有用性等の医学的エビデンス、プレゼンティズム等の組織パフォーマンス、経済性評価、それらの因果・相関関係等))をサービス目的・種別ごとに精査し、サービス提供事業者、健康経営を実践する企業、アカデミア等のステークホルダー間の合意形成に向けた検討を行います。

##### ●提案内容に含むべき事項

- ・サービス提供事業者がサービスの質向上のため満たすことが望ましい項目について、その他考え得る項目
- ・上記各種項目精査・合意形成のため各ステークホルダーに対してとるべき戦略(満たすべき項目から成るチェックリストの作成、ステークホルダー間での合意形成を目的としたラウンドテーブルの開催等) 等

#### ② 健康経営を実践する企業のエビデンスに基づいたサービス選択促進に向けた検討

需要環境整備として、①において精査した項目をもとに、健康経営を実践する企業によるエビデンスに基づいたサービス選択を促進する方策について、健康経営に関する情報を取り扱うサイト等の利活用を通じて検討します。なお、質の高いサービスの普及に資する情報基盤とするために、サービスの購買主体がエビデンスに関する十分なリテラシーを有しない状況等も考慮したユーザーフレンドリーなインターフェースとなるような設計を行います。

##### ●提案内容に含むべき事項

- ・健康経営を実践する企業によるエビデンスに基づいたサービス選択に必要な手法(例:企業における課題特定が可能なリストの作成や、課題の解決に有用なサービス選択のガイドを目的とした、個別サービスのエビデンス(医学的観点で有用とされる介入方法等)に基づく類型化等。比較可能性を考慮した検討を行うことが望ましい。)
- ・その効果検証方法、当該手法の実施体制の将来的な自走に向けた戦略
- ・心の健康保持・増進領域における検討を踏まえ、その他の領域においても、健康経営に取り組む各企業等が課題に応じた適切なサービスを受容できる環境を整備するための、健康経営を支えるサービス提供事業者の可視化やニーズとシーズのマッチング等に向けた戦略 等

#### (4) 成果連動型民間委託契約方式(PFS、ソーシャル・インパクト・ボンド含む)の普及に向けた環境整備

内閣府のPFS新アクションプラン(令和5年度~令和7年度、今後発表予定)に従い、ヘルスケア分野(医療・健康、介護とする)における社会的インパクト評価に活用可能なロジックモデルの構築や、それらを通じ、各地域へのPFS展開戦略を立案・実施します。

#### ① 案件組成支援

PFSによる課題解決の実績がない新規ヘルスケア領域での案件組成も推進しつつ、既存モデルの横展開や複数の自治体を結び付けた広域型の普及方法、ソーシャル・インパクト・ボンドを導入した事業組成等について検討を行います。また、案件形成のための相談窓口を設置し、自治体や民側（中間支援組織やサービス提供者等）による事業化の動きを支援します。

また、過去に案件形成した事業について、最終報告に向けたフォローアップを行います。

●提案内容に含むべき事項

- ・PFSによる実績がない新規ヘルスケア領域での案件組成に向けた提案
- ・横展開やインパクトを見込むことができるPFS事業の組成方法についての提案 等

②エビデンス整備や手引きの活用

事業組成のボトルネックを解消できるようなPFS事業の手引きやツールの開発、案件組成に必要なエビデンスの整理を行います。

また、必要に応じて、過去の手引きやツールの見直し及び更新を行います。

●提案内容に含むべき事項

- ・今後PFSの普及に必要な手引き作成領域や普及ツール、エビデンス整理についての見直しを含めた提案 等

③PFSセミナーの開催

官側に対するPFSセミナーに限らず、民側のネットワーキングや中間支援組織の連携・育成を意図したセミナーや、社会的インパクトを期待できるセミナー等を行います。

●提案内容に含むべき事項

- ・PFSセミナーの企画案 等

(5) 上記以外の需給環境整備に関する事業提案等

また、(1)～(4)以外に、事業目的に照らし、今後取り組むべきと思われる事業のご提案を歓迎します。

なお、受託後、令和5年度の健康・医療新産業協議会、健康投資ワーキンググループや新事業創出ワーキンググループ等、各種委員会における指摘等に応じて、追加で調査し、実行すべき内容が出てきた場合には、経済産業省との協議により調査・企画・実行します。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月29日（金）

4. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

## 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：120,000千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。  
※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。  
※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。  
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：令和5年2月1日（水）

締切日：令和5年2月21日（火）17時必着

### (2) 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和5年2月13日（月）17時までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、11. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和5年2月13日（月）17時までに登録してください。

### (3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 企画提案書（様式2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。  
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### (4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより 1.1. 記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

### 7. 審査・採択について

#### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

#### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

#### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

### 8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・

構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r3con-bayhdole-1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r3con-bayhdole-1_format.pdf)

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 9. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費

<p>その他諸経費</p>	<p>事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの</p> <p>例)</p> <p>通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）</p> <p>光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）</p> <p>設備の修繕・保守費</p> <p>翻訳通訳、速記費用</p> <p>文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等</p>
<p>Ⅲ. 再委託・外注費</p>	<p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費</p> <p>※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。</p>
<p>Ⅳ. 一般管理費</p>	<p>委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示し

た者を選定すること。)

②一般管理費率の算出基礎の見直し

(一般管理費 = (人件費 + 事業費) (再委託・外注費を除く) × 一般管理費率)

1 1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課  
担当：小山、山崎、栗本、神野、野原  
E-mail : [bzl-healthcare@meti.go.jp](mailto:bzl-healthcare@meti.go.jp)

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業(需給環境整備等事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（需給環境整備等事業）申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

(様式2)

受付番号	
※記載不要	

令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（需給環境整備等事業）  
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等） * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。 * 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。 ※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。
5. 情報管理体制
* 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（別紙様式にて提示）
6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況

\* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。）

7. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。

I 人件費

II 事業費

①旅費

②会場費

③ 謝金

④ 補助職員人件費

III 再委託・外注費

IV 一般管理費

小計

IV 消費税及び地方消費税

総額

千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。）

## 再委託費率が50%を超える理由書

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 1. 件名

令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（需給環境整備等事業）

## 2. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

## 3. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	.....
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	〇〇	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	.....
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	.....

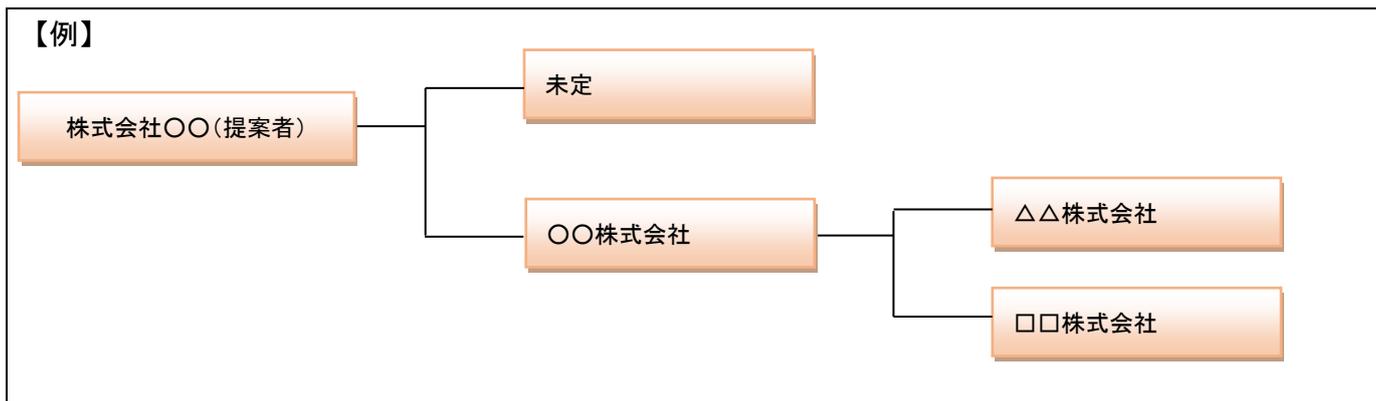
※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

#### 4. 履行体制図



#### 5. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

## ①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

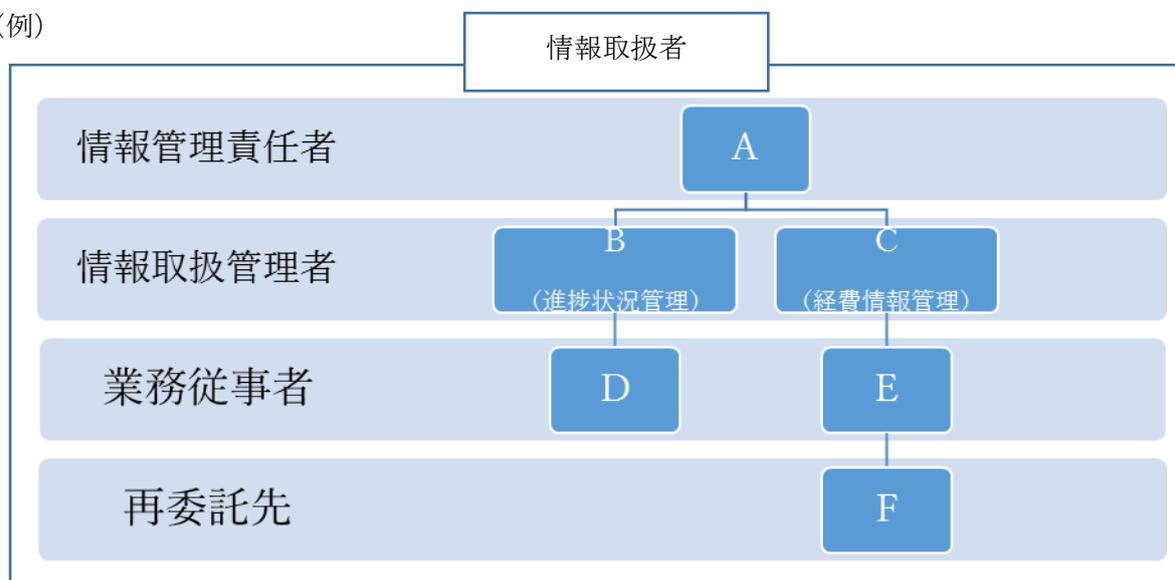
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

## ②情報管理体制図

(例)



## 【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。